

申請の受付締切日 毎月10日 ただし、10日が日曜日、祝日、閉庁日の場合には、その前日の閉庁日

届出の受付 随時（市街化区域内農地）

提出部数 1部（添付書類を含む）

（鹿児島市農業委員会）

| 4条 | | 5条 | | 必要書類名 <small>囲い文字は原本添付</small> | 備考 |
|----|----|----|----|-----------------------------------|---|
| 申請 | 届出 | 申請 | 届出 | | |
| | | | | 申請書 | 正本1部 別途様式あり |
| | | | | 届出書 | 正本1部 別途様式あり |
| | | | | 申請地の 登記事項証明書 | 所有者の現住所が登記事項証明書（全部事項証明書）に記載された住所と異なる場合、その経過がわかる住民票又は戸籍附票を添付 |
| | | | | 位置図 | 1/50,000又は1/10,000の地形図で、市役所（支局）及び申請地を表示 |
| | | | | 案内図 | 住宅地図のコピーに申請（届出）地を表示 （申請の場合のみ、待合場所・立会人・連絡先電話番号を記入） |
| | | | | 公図（字図） | 申請（届出は不要）地に隣接している土地の地目及び所有者名を記入 （字図と現況が異なる時は現況図を添付）法務局の認証があるもの |
| | | | | 仮換地指定通知 | 土地区画整理事業施工中の農地では、仮換地指定通知及びそれに添付されている換地後の図面（写）が必要 |
| | | | | 配置図 | 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置（具体的に表示）及び施設物間の距離を表示する図面 汚水及び雨水が関係する案件（一般住宅等）については、汚水経路は赤線・雨水経路は青線で明記してください。 |
| | | | | 建築物平面図 | 建物又は施設等を建築しようとするとき添付 |
| | | | | 断面図 | 山林転用（周囲に農地がある場合）及び太陽光発電（雨水処理自然流下）への造成行為を伴う転用の場合に添付 |
| | | | | 事業計画書 | 農家住宅、一般住宅及び山林以外（駐車場、資材置場等）へ転用しようとするとき添付 別途様式あり |
| | | | | 資金証明 | 預貯金残高証明書や金融機関からの融資（予定）証明書等の書類を添付。事業費が不要な場合は、理由書を添付 |
| | | | | 被害防除計画書 | 別途様式あり |
| | | | | 被害防除に関する誓約書 | 周囲に農地等がある場合や転用目的又は規模により提出 別途様式あり |
| | | | | 申出書 | 別途様式あり |
| | | | | 委任状(確認書) | 申請書、届出書等を申請人及び届出人以外が作成、提出する場合 別途様式あり。委任者の電話番号を記入してください。 |

法人の場合の添付書類（4条許可および5条許可の場合。ただし、5条許可の場合は受人が法人の場合のみ。）

- ・ 定款若しくは寄付行為の写し（原本と相違ないことを法人の代表者名で証明）又は登記事項証明書
宗教法人は規則等（定款が無い場合）

申請・届出の内容により必要となる添付書類及び他法令の申請等

- ・ 一筆の土地の一部を転用する場合は、あらかじめ分筆しておくことが望ましいが、やむを得ない場合には「 m^2 のうち m^2 」と記載し、申請に係る土地の確定に必要な実測図（地積測量図）を添付。
- ・ 都市計画法第43条許可申請
 - ・ 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例に基づく届出
- ・ 役員会議事録（法人代表者を役員会で選出したとき、法人登記事項証明書又は定款に業務目的がなく役員会議事録に記載されているとき、法人格のない団体の代表者選出の議事録）
 - ・ その他参考となるべき書類
- ・ 相続未済で緊急やむを得ない場合は、相続系譜図、戸籍関係書類等（遺産分割協議書は原本確認後、写しで可）

○ご注意：申請地の登記事項証明書や公図などの証明書類は3ヶ月以内に取得したものを添付してください。

現地調査の際の立会人は原則として申請人本人とし、やむを得ないときは詳しく事情を説明できる人（要：委任状）とする。

窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）が必要です。